

動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（第1回） 議事次第

平成30年3月5日（月）10:00～12:30

於：航空会館201会議室

（東京都港区新橋1-18-1）

I 開会

II 議事

（1）動物取扱業に係る動物の飼養管理方法等の制度の概要について

（2）今後の検討の進め方について

III その他

IV 閉会

【資料】

- ・ 出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 開催要領
- ・ **資料1** 動物取扱業に係る動物の適正な飼養管理に関する制度等（概要）
- ・ **資料2** 今後の検討の進め方（案）
- ・ **参考資料** 動物取扱業者の遵守基準等早見表
- ・ 動物愛護管理法の法令・基準等（委員のみ）

動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会
出席者名簿

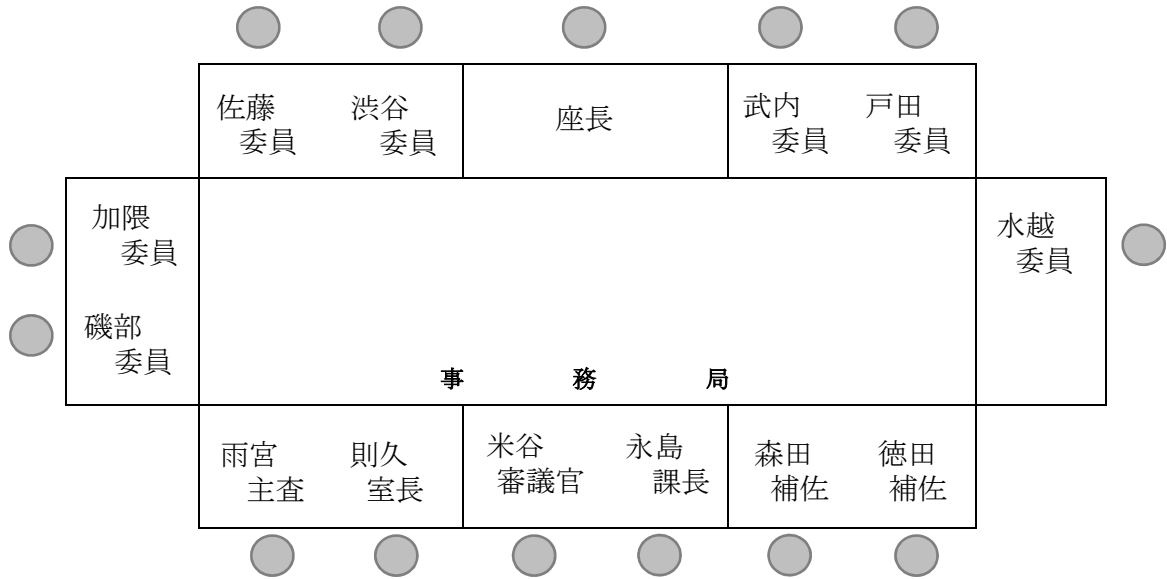
委員(五十音順)

| 氏名 | 所属 | 役職 |
|--------|------------|--------|
| 磯部 哲 | 慶応義塾大学 | 教授 |
| 加隈 良枝 | 帝京科学大学 | 准教授 |
| 佐藤 衆介 | 帝京科学大学 | 教授 |
| 渋谷 寛 | 渋谷総合法律事務所 | 所長、弁護士 |
| 武内 ゆかり | 東京大学大学院 | 教授 |
| 戸田 光彦 | 自然環境研究センター | 主席研究員 |
| 水越 美奈 | 日本獣医生命科学大学 | 准教授 |

事務局

| | | |
|-------|--------------------|------|
| 米谷 仁 | 環境省大臣官房 | 審議官 |
| 永島 徹也 | 環境省自然環境局総務課 | 課長 |
| 森田 紗世 | 環境省自然環境局総務課 | 課長補佐 |
| 則久 雅司 | 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 | 室長 |
| 徳田 裕之 | 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 | 室長補佐 |
| 雨宮 俊 | 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 | 主査 |

動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会 配 席 図



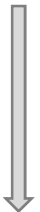
速記者席



| | |
|-----------|-----------------|
| (事 務 局) | (報 道 関 係 者 席) |
|-----------|-----------------|



(出入口)



動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会 開催要領

平成30年2月9日

環境省自然環境局

1. 目的

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）においては、法第12条第1項及び第21条第1項に基づき、環境省令等により第一種動物取扱業に係る飼養及び管理に関する基準（登録の基準）並びに第一種動物取扱業者に係る遵守基準が定められている。また、法第24条の4に基づき、環境省令等により第二種動物取扱業者に係る遵守基準が定められている。

これらの基準については、汎用性の高い定性的な基準として動物取扱業者が確保すべき飼養管理のあり方が示されているところであるが、近年、その円滑な運用等に資するため、ガイドライン等の作成や数値の設定などによる明確化等を図っていくことが強く求められているところである。

こうした経緯を踏まえ、科学的知見に基づいた基準やガイドラインのあり方について専門的な見地から検討する「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」（以下、「検討会」という）を設置・開催するものである。

なお、上記の検討により得られた知見については、法第7条に規定されている動物の所有者等の責務に係る家庭動物や展示動物等の飼養保管基準及び関連するガイドラインに活用することについても合わせて検討を行うものとする。

2. 構成

- (1) 検討会は、動物の飼養管理に関する知見をもった有識者及び研究者等で環境省自然環境局長が委嘱した委員をもって構成する。
- (2) 委嘱の期間は承諾の日から平成31年3月31日までとする。

3. 座長

- (1) 検討会に座長を置く。
- (2) 座長は、委員の互選により選出する。
- (3) 座長は、会合の議事運営にあたる。
- (4) 座長に事故がある時には、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

4. 臨時委員等

会合において、科学的知見に基づき専門的な検討を進めるために必要な臨時委員を置くことができるものとする。また、必要に応じ、検討事項に関係のある者を座長の了解を得た上でオブザーバーとして出席させることができるものとする。

とする。

5. 検討事項

検討会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 動物取扱業に係る飼養施設の構造、規模及び管理に関する遵守基準及びガイドラインの明確化
- (2) 動物の所有者等の責務としての飼養管理基準及びガイドラインへの活用
- (3) その他検討会の目的を達成するために必要な事項

6. 検討会等

- (1) 検討会は、公開とする。
- (2) 検討会資料及び議事概要については、会合後、環境省ホームページに原則掲載する。なお、検討会資料については、公開することが不適切なものについては、座長の判断で非公開にできる。

7. 庶務

検討会の事務局は、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室に置く。

8. その他

この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則 この要領は、委嘱承諾日の翌日から施行する。